

施行：令和6年3月15日

改正：令和6年5月7日

改正：令和7年3月14日

福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金の 補助対象ローン登録応募要領

1 募集概要

福岡市では「福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金」という補助事業（内容については下記2のとおり）を実施しています。

本事業は、金融機関が取り扱うインパクトファイナンス（以下「IF」という。）、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下「PIF」という。）又はサステナビリティ・リンク・ローン（以下、「SLL」という。）のうち、各金融機関が独自に策定した温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減を目標とする融資フレームワークに対して、外部評価機関が評価し、商品化されたものを事前に補助対象ローンとして登録し、事業者が登録された補助対象ローンにて融資を受ける際、下記2（3）に記載の交付要件に満たすものに対して、融資手数料の一部を補助するもので、事業実施にあたり、各金融機関が商品化している補助対象ローンについて募集するものです。

2 補助事業の概要

（1）事業目的

- 金融機関が取り扱うIF※1、PIF※2、SLL※3のうち、KPI又はSPTsが温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減とする融資フレームワーク（金融商品）にて融資を受ける事業者に対し、融資手数料の一部を補助することで、脱炭素経営への転換を後押しするもの。
- また、本ローンを利用する事業者の脱炭素にかかる取組みを市HPにて公表しPRするとともに認定証の交付を行うことで脱炭素経営の機運の醸成を図るもの。

※1 「インパクトファイナンスの基本的考え方」に基づき、外部評価機関により評価された融資の枠組みを基に商品化された融資商品

※2 「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「インパクトファイナンスの基本的考え方」に基づき、外部評価機関により評価された融資の枠組みを基に商品化された融資商品

※3 「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に基づき、外部評価機関により評価された融資の枠組みを基に商品化された融資商品

（2）事業期間

令和7年5月7日（水）から令和8年1月30日（金）まで

(3) 補助内容

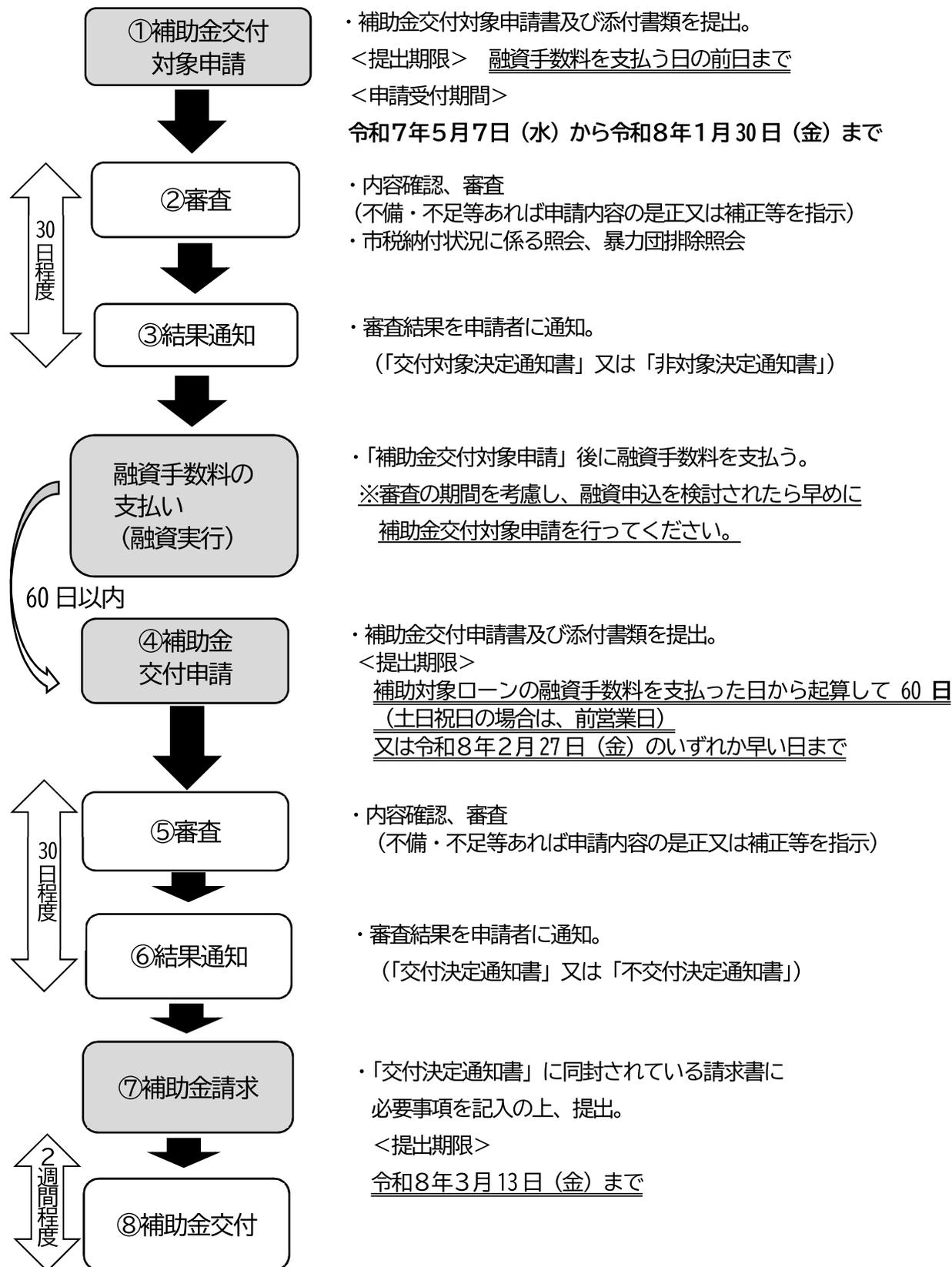
項目	内容
①補助対象ローン	<p>市内に本店又は支店等を有する金融機関が取り扱っている IF、PIF、SLL のうち、市が承認し登録したもの。</p> <p>※オーダーメイド型は非対象</p> <p>ただし、当該金融機関が福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けている場合は、その期間は登録された商品であっても補助対象としない。</p>
②補助対象者及び条件	<p>市内に事業所を有する民間事業者、個人事業主</p> <p>※市内に事業所を有すれば、市外の事業者も対象</p> <p>【条件】</p> <p>ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。</p> <p>イ. 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。</p> <p>ウ. 福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと。</p> <p>エ. 申請者が（役員も含む）暴力団員でないこと、また、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。</p> <p>オ. 「福岡市環境経営宣言登録制度」に基づき、環境経営宣言企業として登録を受けていること、または、登録の申請をしていること。</p>
③融資申込み対象金融機関	①を取り扱う金融機関で、その金融機関の全ての店舗が対象
④補助対象経費	融資手数料
⑤補助金の交付額等	<p>融資手数料のうち消費税及び地方消費税相当額を除いた額の 1/2（上限：30 万円）</p> <p>※1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
⑥補助金の交付要件	<p>ア. 補助対象ローン契約時の KPI 又は SPTs を、事業所での温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標で設定していること。</p> <p>※ただし、KPI 又は SPTs の設定において、市内と市外の事業所を含めた複数の事業所を対象としている場合、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の住所が市内の場合は、対象事業所に 1 か所でも市内の事業所があれば補助対象。 ・申請者の住所市外の場合は、対象事業所の半数以上が市内の事業所であれば補助対象。

	<p>・申請者の住所が市外の場合で、かつ、対象事業所の半数以上が市内の事業所でない場合は、融資を受けた資金を市内の事業所のKPI 又は SPTs 達成のために使用すること</p> <p><u>イ. 補助金を受領した後、申請者の脱炭素に係る取組みを、市のホームページ等で広報することに同意すること。</u></p> <p>ウ. 申請する補助対象ローンで融資を受ける際の融資手数料について、国等の他機関から補助金の交付を受けていないこと。</p>
⑦補助枠（予算額）	450 万円

【参考】補助事業の申請手続きの流れ

※これは本募集の申請の流れではなく、補助金の申請の流れとなります。

[①・④・⑦が補助金を申請する事業者の手続き]



3 応募要件

- ①補助対象ローンを取り扱っていること。
- ②補助対象ローンを利用する事業者の脱炭素にかかる取組みを市と連携してPRすることを承諾すること。

具体的には、

- ・ 市では、脱炭素にかかる取組みのPRとして、補助対象事業者に「認定証」(別添資料参照)を交付することとしており、その際に金融機関のロゴを使用することに承諾すること。
- ・ 金融機関においてはPR手法を問わないが、可能な限りHPによる公表や記者発表などを実施し、その内容を市へ共有すること。

4 スケジュール

<初回募集>

手続き		スケジュール
募集開始 (福岡市ホームページへ募集要領の掲載を開始)		令和7年3月14日(金)
質疑受付・回答	受付締切日時	令和7年3月28日(金) 午後5時
	回答予定日	令和7年4月4日(金)
申込書類の提出期限		令和7年4月11日(金)
結果通知発送(予定)		令和7年4月18日(金)
事業開始		令和7年5月7日(水)

<常時募集>

手続き	スケジュール
募集開始	令和7年5月7日(水)～

※本事業を廃止しない限り、常時募集。

5 手続きの詳細

(1) 申込書類の提出方法及び提出期間等

①提出方法

下記8の担当課まで、③の提出書類をPDFファイルにして電子メールで提出してください。

②申込期間

<初回募集>令和7年3月14日～令和7年4月11日

<常時募集>令和7年5月7日～

③提出書類

- ・ 申込書（様式第1号）
- ・ 登録する融資商品のパンフレット等
- ・ 融資フレームワークの内容が分かる書類
- ・ 融資フレームワークの外部評価機関の評価書
- ・ 認定証に用いる金融機関のロゴのデータ

④注意事項

- ・ 申込に要する費用については、申込者の負担とします。
- ・ 本市が受領した申込書類は、いかなる理由にかかわらず一切返却しません。

(2) 募集内容に関する質問

①質問方法

応募するにあたり疑義がある場合は、質問書（様式第2号）を記載し、電子メールで下記8のE-mail アドレスまで送付してください。

②受付期間

<初回募集>令和7年3月14日～令和7年3月28日 午後5時まで

<常時募集>令和7年5月7日～

③質問に対する回答方法

初回募集については、令和7年4月4日まで(予定)に、電子メールで回答します。

常時募集については、随時、電子メールで回答します。

※応募資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができますものとします。

(3) 申込・登録の辞退

申込書類提出後又は補助対象ローンの登録決定後であっても補助対象ローンの登録を辞退することができます。その場合は、以下の期限までに「辞退届」（様式第3号）を電子メールで下記8のE-mail アドレスまで提出してください。

なお、登録決定後においては随時受付とします。

<初回募集>令和7年4月11日 午後5時

<常時募集>随時

(4) 審査結果の通知

以下の期日に各申込者へ文書で通知します。

<初回募集> 令和7年4月18日（予定）

<常時募集> 随時

(5) 申込内容の変更

申込内容に変更があった場合は、変更届（様式第4号）を記載し、電子メールで下記8のE-mailアドレスまで送付してください。

申込時の添付書類に変更がある場合は、あわせて提出してください。

(6) 失格要件

①応募要件を満たさない場合。

②提出書類に虚偽の内容があった場合。

6 注意事項

応募に要する費用について、福岡市は負担しません。

7 施行期日

本要領は令和6年3月15日から施行する。

本要領は令和6年5月7日から施行する。

本要領は令和7年3月14日から施行する。

8 申込み先・問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素事業推進課

電話 092-711-4204 FAX 092-733-5592

E-mail : datsutanso-jigyo.EB@city.fukuoka.lg.jp



福岡らしく、
未来の
ために、
いそいそ。



脱炭素行動宣言

2000年 → 2000年

温室効果ガス排出量の〇%削減を目指します。

当社は、SDGsを推進し、
温室効果ガス排出量の削減に取り組み、
脱炭素社会の実現に向けて、貢献してまいります。

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福岡市と〇〇銀行は上記企業の脱炭素への取り組み
を支援していきます。



福岡市



〇〇銀行

